入 札 説 明 書

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信 等委託業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環境省

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 大森 恵子

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務 [総合

評価落札方式]

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3)納入期限等 令和8年3月31日

(4)納入場所 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房地域政策課

(5) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

- ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保 佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別 の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。ただし、令和07・08・09年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」の資格を引き続き取得すること。

(5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3の提案書作成・審査要領に基づき、別添4の提案 書作成様式を踏まえて提案書を作成し、7(1)の提出期限までに提出しなければならない。 また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該提案書に関して説明を求 められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館25階 環境省大臣官房地域政策課予算決算係

電話 03-5521-8232 内線 7251

(2) 入札説明会の日時及び場所 開催しない。

6. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。
 - ア. 提出期限 令和7年3月3日(月)17時00分まで 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から1 3時は除く)とする。
 - イ. 提出場所 環境省大臣官房地域政策課

中央合同庁舎第5号館25階

電話 03-5521-8232 (直通)

電子メール SOKAN_CHIIKI@env.go.jp (担当:横井)

- ウ. 提出方法 特参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合、提出した旨をイ. 提出場所の連絡先へ電話により連絡すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年3月5日(水)17時までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務「入札公告(役務)」>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。

7. 提案書等の提出期限及び提出場所等

別添4の表紙及び提案書の提出にあわせて、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、9. (2) ア. のとおり、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を、電子調達システムへ証明書として(1)提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月12日(水) 17時00分まで 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から13時は除く) とする。

- (2) 書面による提出の場合
 - ア. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。) すること(提出期限必着)。郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。
 - イ. 提出場所 6. (1) イの場所
 - ウ. 部数 別添4の表紙及びその写し 各1部 提案書 5部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

- (3) 電子による提出の場合
 - ア. 提出方法 電子ファイル (PDF形式) により、電子メール *1 で送信、

DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は

電子調達システム上※3で提出すること。

電子メールで提出した場合、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

- ※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
- ※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ※3 電子調達システムのデータ上限は10MB
- イ. 提出場所 電子メールの場合: SOKAN_CHIIKI@env. go. jp DVD-ROM等の持参又は郵送の場合: 6. (1) イの場所

電子調達システムの場合:電子調達システム上

(4) 留意事項

理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。 提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

- 9. 競争執行の日時、場所等
- (1)入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年3月24日(月)15時00分

場所 環境省第5会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館25階)

- (2) 入札書の提出方法
 - ア. 電子調達システムによる入札の場合

入札書を(1)の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。

電子調達システムで入札をする者については、同システムにより、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として7. (1)の日時まで

に提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和7年3月21日(金)17時までに6.(1)イの場所へ持参、郵送又は電子メール(chiiki_keiyaku@env.go.jp)により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加 資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。 入札書を電話、郵送、電子メール等により提出することは認めない。なお、入札書の日 付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3)入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

10. 落札者の決定方法

次の各要件を満たす入札者のうち、別添3の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- イ. 提案書が、別添5の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の 評価基準をすべて満たしていること。

11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上参加すること。なお、提案書には、誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。

また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

12. その他

(1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、 提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札 価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに政府調達システム(GEPS) ホームページで公表するものとする。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

(6) 契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(7) 委託業務経費の算出等にあたっては、「環境省における委託業務経費の算出等に関する 基本方針」に従って算出すること。

(https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf

(8) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、 様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付し た際には、この限りではない。

(9) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システムホームページアドレス

(https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101)

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) 受付時間 平日9時00分~17時30分

◎添付資料

- ·別紙 環境省入札心得
- 別添1 契約書(案)
- 別添2 仕様書
- ·別添3 提案書作成·審査要領
- 別添 4 提案書作成様式
- · 別添 5 評価基準表
- ・別添6 環境マネジメントシステム認証制度の例

環境省入札心得 (物品役務総合評価落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上、提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨 を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、 誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官殿と記載)及び「令和7年3月24日開札[令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による 委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しな ければならない。

また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める 委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合の ほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、 直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理 人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれ に代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。) し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を 失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所会 社 名代表者氏名

(復) 代理人

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務

2 入札金額 : 金 円

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団

排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先	
部署名:	
責任者名:	
担当者名:	

TEL : E-mail :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所会 社名 代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先 部署名 : 担当者名: TEL :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住所(委任者) 会社名代表者氏名

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: TEL: E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

代理人住所 (委任者) 所属(役職名) 氏 名

復代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務の入札に関する一切の件

担当者連絡先 部署名 : 担当者名:

> TEL: E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名: 担当者名: T E L: E-mail:

	質問書
業務名	令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務
会 社 名	
住 所	
担当者	部署名: 氏名:
担当者連絡先	TEL:
1511年 建州九	E-mail:

様式6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に係る個人情報の管理について

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に係る個人情報の管理の 状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。
- 2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	报管理責任者	
氏 名		
所 属		役
		職
連絡先	TEL: E-	mail:
個人情報	报管理担当者	
氏 名		
所 属		役
		職
連絡先	TEL: E-	mail:

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。 なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するに当たり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先

部署名:責任者名:担当者名:TEL:E-mail:

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所会 社名 代表者役職·氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名:令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務
- 2 契約金額:
- 3 再委任等を行う業務の範囲:
- 4 再委任等を行う業務に係る経費:
- 5 再委任等を必要とする理由:
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所:
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由:

担当者等連絡先 部 署 名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務における再委任等業務に係 る個人情報の管理について

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に係る個人情報の管理の 状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 再委任等を行う業務の範囲
- 2. 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別 添の通り実施します。※社内規程等あれば添付
- 3. 管理体制及び実施体制

連絡先

TEL:

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	R管理責任者		
氏 名			
所 属		役	
		職	
連絡先	TEL: E-1	mail:	
個人情報	R管理担当者		
氏 名			
所 属		役	
		職	

E-mail:

体 制			

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇(環境省契約相手方)による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

委託契約書(案)

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 大森 恵子(以下「甲」という。)は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名・適格請求書発行事業者登録番号(Tから始まる13桁の番号)〕(以下「乙」という。)と令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務(以下「委託業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき委託業務を行うものとする。

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金

円(うち消費税及び地方消費税の額

・消費税率 10%・課税対象額

円)を超えない範囲内で委託業務に要する費

用(以下「委託費」という。)を支払う。

(業務実施期間及び納入場所)

第3条 業務実施期間及び納入場所は次のとおりとする。 業務実施期間 契約締結日から令和8年3月31日 納入場所 環境省大臣官房地域政策課

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の制限)

- 第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、文書により甲の承認を得たときはこの限りではない。
- 2 乙は、前項の規定により再委託する場合には、当該再委託に係る再受託者の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

(監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行に当たって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(報告書の提出)

- 第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領(平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。)による委託業務完了報告書(以下「報告書」という。)を作成し、第3条に定める業務実施期間内に甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、第3条に定める業務実施期間の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年

度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の実施状況を記載し、委託費の支出 内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければな らない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以 内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契 約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければな らない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づく金額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額を確定額とし、乙に通知する。

(委託費の支払い)

- 第10条 乙は、前条の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものと する。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。
- 3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返環)

第12条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超える ときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは委託費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、

乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
 - 二 乙が第5条第1項、第24条又は第25条若しくは第31条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
 - 四 業務実施期間内に報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号いずれかに該当する行為をした場合は、 催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った 委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受託者等に関する契約解除)

- 第16条 乙は、契約後に再受託者等(再受託者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同 事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手 方をいう。以下同じ。)が第15条第2項及び第3項のいずれかに該当する者(以下「解 除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を 解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託

者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託 者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講 じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、委託 費の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確
- 定した当該納付命令が独占禁止 法第63条第2項の規定により取り消された場合を 含む。)。
 - 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」 という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙 等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合にお ける当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)にお いて、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、

これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(延滞金)

第19条 乙は、第12条、第15条第4項若しくは第22条の規定による委託費の返還 又は第17条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、 当該未払金に対して、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民 法(明治29年法律第89号)第404条各項の規定により、法務省令で定める利率に より計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

- 第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- 2 乙は、解除対象者を再受託者等としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(担保責任)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

- 第23条 乙は、この契約の履行に際し相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術 上及び営業上その他の一切の情報のうち秘密である情報を第三者に漏らし又は他の目的 に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は相手方の文書 による事前の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - 一 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる 情報
 - 二 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - 六 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 2 乙は、この契約の履行に際し知得した甲の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用 したことにより、甲に損害が生じた場合、甲に直接生じた損害を、相当因果関係の範囲 で賠償の責を負う。

(個人情報の取扱い)

- 第24条 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。)及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委託等する場合は、事前に 甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のため に必要な措置と同様の措置を当該再受託者等も講ずるように求め、かつ当該再受託者等 が約定を遵守するよう文書で義務づけなければならない。承認を得た再受託者等の変更 及び再受託者等が再々委託等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受 託者等を単に「個人情報取扱い業務再受託者等」という。)。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものと する。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合 はこの限りでない。
 - 一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の文書の合意をした個人情報取扱い業務再受託者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事 務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び 実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 定めた文書を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個 人情報の適切な管理(個人情報取扱い業務再受託者等による管理を含む。)のために必 要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、 所属の職員に、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等において、甲 が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさ せ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙又は個人情報取扱い業務再受託者等は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を文書により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に 違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止 等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、

復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の責に帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責を負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は個人情報取扱い業務再受託者等が 甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他 の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条第1項の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約 中に前二条及び第35条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

- 第26条 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、 その出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した 日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5 年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

- 第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託 費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものと する。
- 2 甲は、再受託者に対しても、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の 実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調 査できるものとする。この場合において、乙は当該調査を行うことについて、再受託者 が同意するように必要な措置をとらなければならない。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

- 第28条 前条に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると 判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務 について、第7条第2項の委託業務精算報告書に準じた修正委託業務精算報告書を提出 しなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏ま えて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができ る。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額 の納付の日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条各項の規定

により、法務省令で定める利率により計算した利息を付すことができる。

(財産の管理)

- 第29条 乙は、委託業務により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告 書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、委託業務により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良なる管理 者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙が取得財産を亡失又は毀損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙 の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- 4 この委託業務を実施するに当たって委託業務により取得した財産の所有権(取得財産 に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。)については、 委託業務が完了又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
- 5 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第30条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を 負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三 者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第31条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を 得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及 び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融 機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済 の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基 づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(知的財産権等の定義)

- 第32条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意 匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、 育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける 地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」という。)
 - 二 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する すべての権利を含む)並びに外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」 という。)
 - 三 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの (以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 発明
 - 二考案
 - 三 意匠及びその創作

- 四 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項 に規定する回路配置及びその創作
- 五 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
- 六 著作物及びその創作
- 七 ノウハウ及びその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号) 第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に 定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体 集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定 める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物 を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(知的財産権の帰属)

- 第33条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを文書による確認書で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。
 - 一 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第36条の規 定に基づいて、その旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 四 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - ア 子会社又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子 会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く。)
 - イ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等を する場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する文書を提出しない場合、乙から当該知的財産権(著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。次項において同じ。) を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の文書を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たして おらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

- 第34条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権 を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委 託業務による成果である旨を明示するものとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

- 第35条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業者の間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう 努めなければならない。
- 2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第36条 乙は、委託業務の成果に係る発明等の権利化、秘匿化又は公表等に係る方針を 策定し、文書による発明等報告書を甲に対し報告しなければならない。乙は、委託業務 の成果に係る発明等が得られたときは、出願又は公表の前に文書により甲に対し、当該 成果並びに当該成果の取扱い及びその理由を報告しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内(ただし、外国における出願の場合は90日以内)に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、 特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国 の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】 「国等の委託研究の成果に係る特許出願(令和○年度環境省「○○」委託研究、産業技術力強化法第17条(平成12年法律第44号)の適用を受ける特許出願)」

- 4 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内(ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内)に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務により納入された著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、文書による著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を 許諾したとき(ただし、第38条第4項に規定する場合を除く。)は、実施等した日か ら60日以内(ただし、外国にて実施等した場合は90日以内)に、甲に対して文書に よる産業財産権実施届出書を提出しなければならない。

7 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を文書により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第37条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合(本 委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移 転する場合を除く。)には、第33条から第40条までの規定の適用に支障を与えない よう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、文書により移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第四号アからウまでに定める場合には、この限りではない。なお、共有している知的財産権の場合は、乙が持分を第三者に移転することについて、あらかじめ他の共有者から同意を得ておくものとする。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
- 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内(ただし、外国 にて移転を行った場合は90日以内)に、文書により移転通知書を甲に提出しなければ ならない。
- 5 乙は、第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的 財産権について、第33条第1項各号及び第3項並びに第34条から第40条までの規 定を遵守させるものとする。

(知的財産権の実施許諾)

- 第38条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第33条、第34条、本条及び第40条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第四号アからウまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日 以内(ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内)に、文書により専用実施権 等設定通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第39条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合(共有している知的財産権のうち、他の共有者が持分を放棄する場合を含む。)は、当該放棄を行う前に、文書により知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第40条 甲及び乙は、委託業務の成果に係るノウハウのうち、甲に提出するノウハウを、 協議の上、速やかに指定するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき指定されたノウハウにつき、甲の指示に従い、委託業務の成果に係る報告とは別に甲に提出しなければならない。
- 3 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 4 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務 完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲 乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。当該期間中、甲は 乙の文書による同意がない限り、乙は甲の文書による同意がない限り、ノウハウを第三 者に開示又は公表することができない。
- 5 甲は、第2項の規定によりノウハウが乙から提出されたときは、これを秘密情報の漏 えいを防止することができる場所にて、適切に保存しなければならない。

(知的財産権の管理)

- 第41条 乙は、第33条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各 号に掲げる手続については、甲の求めに応じて、甲の名義により行うものとする。
 - 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利 の成立に係る登録まで必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した経費のうち、委託業務の業務実施期間内に要した経費に限り支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第42条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条)の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第43条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するとき は、その使用に関する責任を負わなければならない。

(存続条項)

第44条 甲及び乙は、本委託事業を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合

であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの 第19条、第22条及び第26条
- 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの 第12条、第15条第2項から第4項まで、第16条から第18条まで、第21条、 第24条、第29条、第31条、第33条から第40条まで、第43条及び本条

(紛争又は疑義の解決方法)

第45条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲 乙協議して解決するものとする。

(裁判所管轄)

第46条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2 氏 名 支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 大森 恵子 印

 乙
 住
 所

 氏
 名
 印

 登録番号
 T

(別添2)

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務仕様書(案)

1. 件名

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務

2. 業務の目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。脱炭素化を推進し、削減目標を達成するためには、政府のみならず、地方公共団体が主役となり、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の取組が不可欠である。このため環境省では、2025年度迄を集中期間として施策を総動員し、2050年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成するための支援や制度を設けている。

地域脱炭素は、脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略であり、地方公共団体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、地域課題解決に資する脱炭素化を推進するものである。地方公共団体を中心に地域の取組関係者が地域脱炭素の必要性を理解し、取り組む意欲を持ち、具体的な取組の検討・実施に至るには、これらの取組の際に必要となる各種関連情報・コンテンツがアクセスしやすい形で入手、活用できるかが重要となる。また、各主体の意識・行動変容や各種取組・対策を促すための効果的な情報発信等を行うためには、各種関連情報のアクセス・活用等の実態を的確に把握する必要がある。

本業務は上記の趣旨を踏まえ、地域脱炭素の実現に資する情報を集約した「脱炭素地域づくり支援サイト (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/)」及び「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/)」(以下「両サイト」という。)において、地方公共団体をはじめとする地域脱炭素の取組関係者に向けて、必要な情報・コンテンツを整備しタイムリーに発信するなどの運用・保守を行う。また、各主体の情報受信の利用実態を可視化するためのデータ取得・検証を行い、地域脱炭素の推進に資する PR 戦略を検討するとともに、行動や関心の程度等に応じて各主体の取組を後押しできるようなコンテンツの企画、開発、制作、UIUX 改修提案を行う。さらに、両サイトの統合を実施し、閲覧者の利便性に配慮した統合支援サイトを構築する。

3. 業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。なお、業務に際して、各業務間の関連性を考慮し、計画的かつ効率的に実施するとともに、環境省大臣官房地域政策課担当官(以下「環境省担当官」という。)と十分に協議すること。

(1) サイトの運用・保守

地域脱炭素の実現に資する情報を集約したサイトの運用・保守を行うこと。なお、環境省担当官が本番環境に実装前にプレビューを確認できるテスト環境を準備すること。 サイトでは、地方公共団体を中心とした各主体が地域脱炭素に関わる情報を取得し、取 組の実現に向けて行動を開始することを後押しするため、ユーザーが情報を理解して進みやすいサイトを目指す。なお、トーン&マナーは原則として現行のサイトを踏襲すること。両サイトの更新等に当たっては、環境省担当官と調整の上で公開すること。

ウェブコンテンツの制作に当たっては、政府が推奨するアクセシビリティ等の規定に 準拠すること。

運用に当たっては、両サイトの分析(詳細は(2)参照)の結果や収集される情報等を踏まえ、両サイトの構成、SEO対策等の改善検討、更新を行うこと。

上記を踏まえ、以下、ア. ~ウ. の業務を実施すること。

ア. 脱炭素地域づくり支援サイトの運用・保守

脱炭素地域づくり支援サイトに掲載されているウェブコンテンツの運用・保守を①~②のとおり実施する。いずれのコンテンツも、閲覧者にとってデザイン性、操作性等の観点も含めて見やすく使いやすい内容・構成・表記となるよう検討し、必要に応じてグラフィック(アイコン、ピクトグラム、インフォグラフィックス等)を制作すること。なお、お知らせ、脱炭素先行地域、交付金ページは環境省担当官から情報が提示されてから、更新した内容が一般公開されるまでの期間は原則3営業日以内とする。その他ページについては環境省担当官と調整の上で決定する。

①支援サイトの改善

全体の検索性・視認性・正確性・利便性の向上に係る内容について、環境省担当官と協議の上、(2)の分析も踏まえつつ、必要な更新用データを作成・編集し提出する。

②コンテンツの更新・作成

支援サイトの各コンテンツについて、環境省担当官と協議の上、更新用データを作成 ・編集し提出する。主な更新内容及び想定される更新頻度は以下のとおり。

●トップページ(月1回程度を想定)

脱炭素地域づくり支援サイト内の更新情報に応じて、お知らせエリアを更新すること (お知らせページの更新と合わせて実施)。また、必要に応じてメインビジュアルの 更新やローテーション対応を実施すること。更新に当たっては、画像の選定、取得、 加工等も行うこと。

- ●地域脱炭素とはページ(年1回程度を想定)
- ●はじめかたページ (年1回程度を想定)

環境省担当官からの求めに応じて更新すること。他媒体からのランディングコンテンツとなるため、流入分析を参照の上、最適化を図ること。

- ●脱炭素先行地域ページ(不定期)
 - 募集や結果公表等の時期に応じて更新するとともに、募集ページを募集回ごとに新規 で制作すること。
- ●交付金ページ (不定期)

募集や結果公表等の時期に応じて更新すること(募集と結果公表は不定期)。

- ●地域レジ事業ページ(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立
- ・分散型エネルギー設備等導入推進事業に関するページ) (不定期)

募集や結果公表等の時期に応じて更新すること(募集と結果公表は不定期)。

- ●支援メニュー等ページ (年2回程度を想定)
- ●取組事例ページ(不定期)

閲覧者が事例を参照しやすいように、地図へのプロットや取組内容に応じた検索ができるよう、環境省担当官と調整の上で企画し、現状から改善を図ること。また、事例の追加や修正に応じて更新すること。

- ●地域脱炭素プラットフォームページ(不定期)
- ●脱炭素都市づくり大賞ページ(不定期)
- ●お知らせページ(月1回程度を想定)
- ●お問合せページ(不定期)

更新に加え、本ページ掲載の地方環境事務所に閲覧者が取組実行に関する具体の相談等を行えるように、行動につながる導線やページの改善を提案すること。

- ●関連サイトページほか(不定期)
- ●地域脱炭素セミナーページ (不定期)

環境省が開催する地域脱炭素セミナーについての紹介ページを作成し、必要に応じて 不定期に更新する(年5回程度想定)。

- ※環境省が別に作成予定の申し込みフォームへのリンクを貼ること
- ●地域脱炭素マッチングイベントページ (不定期)

環境省が開催する地域脱炭素マッチングイベントページについての紹介ページを作成し、必要に応じて不定期に更新する(年5回程度想定)。

- ※環境省が別に作成予定の申し込みフォームへのリンクを貼ること
- ●脱炭素まちづくりアドバイザーページ(不定期)

環境省が実施する脱炭素まちづくりアドバイザー制度についての紹介ページを作成し、必要に応じて不定期に更新する(年5回程度想定)。

- ※環境省が別に作成予定の申し込みフォームへのリンクを貼ること
- イ. 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトの運用・保守

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトに掲載されているウェブコンテンツの運用・保守を①~③のとおり実施する。なお、環境省担当官から情報が提示されてから、 更新した内容が一般公開されるまでの期間は環境省担当官と調整の上で決定する。

①支援サイトの改善テスト

全体の検索性・視認性・正確性・利便性の向上に係る内容について、環境省担当官と協議の上、(2)の分析も踏まえつつ、必要な更新用データを作成・編集し提出する。

②コンテンツの更新・作成

支援サイトの各コンテンツについて、環境省担当官と協議の上、更新用データを作成 ・編集し提出する。主な更新内容及び想定される更新頻度は以下のとおり。

- ●トップページ(月1回程度を想定)
- ●「概要・法的根拠」(不定期)
- ●「取組事例」(年1回程度を想定)

●「策定・取組状況」

地方公共団体脱炭素取組状況マップのみ月1回程度を想定。その他コンテンツについては年1回程度を想定。

- ●「策定・実施マニュアル・ツール類」(月1回程度を想定)
- ●「各種お知らせ」(年2回程度を想定) 実行計画等に関する各種イベントについて、ページを更新する。
- ●「よくある質問」(年2回程度を想定) 環境省が別途発注する「令和7年度地方公共団体実行計画等に関するヘルプデスクの 設置・運営委託業務」受託者から提供された情報をもとにページの更新を行う。
- ●「支援システム (LAPSS)」 (年2回程度想定)
- ●「国の財政支援等」「関連サイト」(不定期)
- ●お問合せページほか(不定期)

環境省が別途発注する「令和7年度地方公共団体実行計画等に関するヘルプデスクの 設置・運営委託業務」受託者と適宜連携し、ヘルプデスクに関する支援サイト上の掲載内容を必要に応じ更新する。

③地方公共団体脱炭素取組状況マップの更新、改善提案

環境省が別途実施する委託業務「令和7年度地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムのプロジェクト管理支援及び政策的助言等に係る委託業務」及び過年度の同委託業務の受託者が取りまとめる「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」(以下「施行状況調査」という。)の結果を基に、令和7年度末ごろを目処に更新する。

更新の際には、令和7年度施行状況調査結果の内容を加味して、地方公共団体における実行計画に基づく温暖化対策の取組状況、温室効果ガス排出量の削減目標設定状況等について検索性・視認性・利便性の向上に向けた改善提案をする。

ウ. 統合サイトの運用・保守

後述の(4)で作成した統合サイトの作成が完了後、統合サイトに掲載されているウェブコンテンツの運用・保守を実施する。なお、環境省担当官から情報が提示されてから、更新した内容が一般公開されるまでの期間は環境省担当官と調整の上で決定する(原則3営業日以内とする。)。

統合サイトの更新頻度については、上述のア、イをあわせたものと同様を想定しており、上述のア、イ、のサイトについては、統合サイトの作成後は統合サイトへの移行リンクを設置する形の保守・運用とし、情報の更新については統合サイトで行うこととする。

エ. サイトの品質管理

ウェブページ作成の際は、各種ガイドラインに従い、ユーザビリティに配慮した改良を検討するとともに、8. (3) に記載の内容をよく確認し、以下の基準(*)を満たせるように作成した上で、その結果をキャプチャー画像などで提出すること。

- (*) HTML データ AA チェック (基準は下記 a.b.の『AA 一部準拠』とする)
- a. HTML 構文 チェック測定 結果

Another HTMLlint gateway を使用し「80 点」~「100 点」を取得http://www.htmllint.net/html lint/htmllint.html

b. アクセシビリティ 測定結果

miChecker2.0を使用し、概要レポートで「★★」~「★★★」を取得 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html なお、基準を満たせない場合は、環境省担当官と協議すること。

(2) サイトの利用状況等に係る分析と改善提案

サイトの各種ページのアクセス状況やサイト上のコンテンツの利用状況等にについて分析を行い、その分析結果について月次報告をすること。分析に当たっては、すでに導入している Google タグマネージャ、Google アナリティクス等を活用したデータ計測、分析を継続して実施すること。なお、新規に分析ツール導入やタグ設置等を行う際は、必要に応じて設定作業やプライバシーポリシーの追記等の作業を行うこと。分析結果を踏まえて改善すべき点や改善方法を提案すること。

(3) 地域脱炭素の PR 戦略、コンテンツ開発、UIUX 改修提案

地方公共団体を中心に地域の取組関係者が地域脱炭素の必要性を理解し、取り組む 意欲を持ち、具体的な取組の検討・実施に至ることを後押しするため、地域脱炭素の PR戦略を提案し、適切なコンテンツの開発やUIUX改修を企画、提案、制作すること。 また、新規コンテンツの制作や改修を実施した場合は、効果検証を行った上でその結果を反映させること。なお、検討に当たっては下記の点を考慮すること。

- ●地域脱炭素の普及に向けた環境省の方針を理解し、整理する
- ●サイトの分析結果やヒアリング、アンケート等、手段は環境省担当官と調整の上で 情報受信者の行動や関心の程度を可能な限り把握する
- ●地域脱炭素関連情報を発信する環境省内サイト(環境省地域脱炭素ディレクトリ、 脱炭素ポータル、環境省ローカル SDGs 等)とのコンテンツ役割を整理し、適切な 連携を図る
- ●PR 戦略の検討範囲はオンラインに留めない

(4) サイトの統合

令和7年度中に両サイトを統合するために、必要となる以下のア.イ.の作業を実施すること。

ア. サイトの統合計画の作成

環境省担当官から提示される統合案を踏まえ、サイト構築スケジュール、作業手順等を含んだ両サイトの統合計画を作成する。

イ. 統合サイトの構築

ア. にて定めた統合計画に沿って統合サイトを構築する。計画に変更が生じた際には、都度、環境省担当官と協議の上、必要に応じて対応する。

さらに、現時点で両サイトに載っている情報に加えて、統合されたサイトへの掲載が適切と考えられる情報・コンテンツ等について、必要に応じ検討する。

(5) 打合せ等の実施、記録等

(1)~(4)の業務遂行に当たっては、環境省担当官等と月1回程度の打合せ等を実施するとともに、その実施後2営業日以内に議事録を作成して、関係者に回付し、その確認を取ること。

なお、受託者は、共同実施者がいる場合は共同実施者との打合せ・調整等を適宜実施し、共同実施者が行う業務の内容や進行等について管理・監督の上、本業務全体の円滑な進行管理に務め、環境省担当官に適宜報告すること。

また、本業務の開始に先立って、業務計画書を環境省に提出し、環境省担当官と具体的な業務の実施内容やスケジュール等について協議するとともに、必要に応じて随時その内容を更新すること。

(6) 次年度への提言と引継ぎ

次年度以降において、本業務と同様の業務が実施される場合を想定し、課題や解決方策等を整理した提言を行う。地域脱炭素の取組をより実効的なものとするために、必要かつ有効な情報・知見を地方公共団体やその取組関係者に向けて効果的に発信し、理解の増進・定着を図る方策について、(1)~(4)の業務の実績を踏まえて検討・提言すること。なお、提言時期については環境省担当官と調整の上で決定すること。また、翌年度の本委託業務(サイト運用等)の受託者に、運用方法、作業経緯、残存課題等についての引き継ぎを行うとともに、翌年度受託者が円滑に業務を行うために必要となる情報提供及び質疑応答等の協力をすること。

(7)報告書の作成

(1) \sim (6) で行った業務の内容や成果等を報告書として取りまとめ、環境省に 提出すること。

(8) 資料作成上の留意点

上記業務 (ただし、業務 (5) 打合せ等の実施、記録等を除く。) に際して作成する資料・WEBサイト用データについては、校正担当を置くことにより、その記述 (文章・データ) の正確さ及び平明さ並びに表記 (英数字の半角・全角の別や文字の下付等を含む。) の統一性・正確性の確保に万全を期すこと (本文のみならず、図表や注釈における記述についても同様とする。)。なお、再委託による成果物についても同様に万全を期すこと。

4. 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5. 成果物

電子媒体:報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所:環境省大臣官房地域政策課

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。

- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の 使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に 応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に 応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、 あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその 指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) ウェブコンテンツ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン (2024 年版)』(総務省)及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン (平成31年4月18日)」及び『Web サイトガイドブック (平成31年4月18日)』に基づくこと。また、サイト運営にあたっては「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン (平成30年3月30日)」に基づいたドメイン使用を前提とし、ウェブコンテンツを作成すること。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

- (参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」
 - ※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

https://waic.jp/docs/wcag2/

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」、『Web サイトガイドブック』及び「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」

https://cio.go.jp/guides

さらに JavaScript (ECMAScript)を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権 等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の発行する『安全なウェブサイトの作り 方』(https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html)等を参考に、 既知の種類の脆弱性(クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図 しない情報漏洩等)に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無 を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと
- (4) 本事業の遂行に当たって、各地域特性や専門性等を考慮し、業務の効率性や確 実性の確保の観点から必要と認められる場合においては、環境省担当官の承認を得

て、業務の一部を他の事業者に再委託(外注)することができるものとする。なお、 再委託(外注)により実施する場合であっても、活動団体、再委託先との緊密な連携を確保するとともに、進捗状況を環境省担当官に随時報告を行うこと。

(5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和6年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先:環境省大臣官房地域政策課 横井(TEL:03-5521-8232)

- (6) 本業務の遂行に当たって必要な資料は、下記ホームページにおいて閲覧可能である。
 - ○地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html
 - ○脱炭素地域づくり支援サイト

https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/

1. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは 異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - 計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
 - ・画像: PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画: MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3)(2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R(以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。)とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

2. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に関する提案 書作成・審査要領

環境省

本書は、令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に関する提案書の評価基準表」(以下「評価基準表」という。)から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

==/===			to to			
	評価ュ	<u></u> 	要求要件			
大項目	中項目	小項目				
0 仕様書の遵	守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反			
			し、又は矛盾する提案がないこと。			
1 業務の基本	方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本			
			方針を記述すること。			
2 業務の実施	 迈方法					
	2.1 仕村	 鎌書 3(2)の業務内容	サイトの各種ページのアクセス状況やサイト			
			上のコンテンツの利用状況等について分析を			
			行い、分析結果を踏まえて改善すべき点や改善			
			方法を具体的に提案すること。			
	2.2 仕村	集書 3(3)の業務内容	地方公共団体を中心に地域の取組関係者が地			
			域脱炭素の必要性を理解し、取り組む意欲を持			
			ち、具体的な取組の検討・実施に至ることを後			
			押しするため、地域脱炭素の PR 戦略を提案し、			
			適切なコンテンツの開発や UIUX 改修を提案す			
			ること。			
	2.3 追力	 □的業務の提案	本業務の目的を達成するために必要と考えら			
			れる追加的業務の提案があれば、具体的に記述			
			すること。			
			7.0.0.0			

3	業務の実施	計画	仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係				
			る作業事項を作業進行予定表にまとめること。				
4	業務の実施	6体制					
		4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、				
			従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力				
			体制等を表にまとめること。				
		4.2 従事者の実績、能力、資	業務に従事する者の類似業務(サイトの運用・				
		格等	保守)の実績、本業務に関係する能力の資料、				
			資格等を明示すること。				
			また、本業務に従事する主たる担当者の業務従				
			事期間中における本業務以外の手持ち業務の				
			状況を記載すること。				
5	組織の実績		過去に類似業務(サイトの運用・保守)の実績				
			があれば、業務名、それぞれの概要等を記載す				
			ること。				
6.	組織のカー	·ボンニュートラル実現に向け <i>†</i>	た取組 にない こうしゅう こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうし				
		6.1 温室効果ガスの排出削	2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル				
	6.1 温室効果ガスの排出削 減目標の設定		達成など、提案者が設定している温室効果ガス				
			の排出削減目標を記載すること。				
			デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施				
		6.2 デコ活の実施	の有無、デコ活に関する取組状況を記載するこ				
			٤.				
7	組織の環境	マネジメントシステム認証取	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」				
	得等の状況	,	という。)において、ISO14001、エコアク				
			ション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、				
			地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度				
			等の第三者による環境マネジメントシステム認証				
			取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称				
			を記載するとともに、証明書等の写しを添付するこ				
			と。ただし、提案書提出時点において認証期間中で				
			あること。				
			又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者によ				
			る環境マネジメントシステム認証等を受けたこと				
			があり、現在は本社等において自社等による環境マ				
			ネジメントシステムを設置、運営等している場合				
			は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステ				
			ムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書				
			等及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運				
			営等に係る規則等の写しを添付すること。				
8	組織のワー	-ク・ライフ・バランス等の推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する				

に関する認定等取得状況

法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

9 企業等の賃上げの実施

8.1 事業年度(又は暦年)にお 賃上げの実施を表明した企業等について ける賃上げ

- ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、 対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一 人当たりの平均受給額を3%以上増加させる 旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表 明する意思がある者のみ提出すること)の写し を添付すること。
- ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「企業等の賃上

評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

げの実施」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること(別添様式参照)。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。

- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4)提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更して も差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提出方法の詳細は、入札説明書による。

書面により提出する場合、提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を5部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先(電話番号及びメールアドレス)を 記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

Ⅱ 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者 を落札者とする。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ②「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。
- 2)総合評価点の計算方法

総合評価点=技術点+価格点

技 術 点=基礎点+加点(満点200点)

※技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格 点=100×(1-入札価格÷予定価格)

- ※価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。
- 3) 基礎点部分の採点 技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
- 4) 加点部分の採点
 - ①配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀:5点、長:4点、3点、2点、ず1点、不可:0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

②基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす (基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査(技術点の採点)の手順

- 1)入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必 須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評 価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判 断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格(基礎点を付与)とし、 それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官 殿

> 住所 商号又は名称 代表者役職·氏名

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に関する 提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。 なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L:

E-mail:

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に関す

る提案書

提案書	作成責	責任者	
(株)	$\bigcirc\bigcirc$	△部×課	000
電話番	・ 号、フ	ノールアドレ	/ス

はじめに

1. 業務の基本方針

本書は、令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に係る仕 様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当 たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものと する。

(作成注)	
仕様書を踏まえ、	業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A 4 版 9 枚 以内 と する	

(※)A4版2枚以内とする。

2. 業	務の実施方法
2. 1	仕様書3 (2) の業務内容
(作成	注注)
サイ	トの各種ページのアクセス状況やサイト上のコンテンツの利用状況等について気
析を行	い、分析結果を踏まえて改善すべき点や改善方法を具体的に提案すること。
(\%)	- 4 世 4 4 11 中 - 佐牧の東西と祖安ナフ祖人はなわ だわ 4 4 年 1 4 11 由光。
	A4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつ
とする	
9 9	仕様書3(3)の業務内容
(作成	
	で で公共団体を中心に地域の取組関係者が地域脱炭素の必要性を理解し、取り組
	で持ち、具体的な取組の検討・実施に至ることを後押しするため、地域脱炭
	R戦略を提案し、適切なコンテンツの開発や UIUX 改修を提案すること。

(※) A4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。

2.3 追加的業務の提案 (作成注)	
本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、	具体
的に記述すること。 	

(※) 各提案ごとにA4版1枚以内とする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にま とめること。

時	期		内	容	

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

	(作	成注)											
Н						任者のE とめるこ		殳職、	従事者(の役割分	担、	従事者数	文、
[j -	フトロりへ	ノ bbb ノJ ド	中間寺で	. XIC J	C (V) Q (0						
1													

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

業務に従事する者の類似業務(サイトの運用・保守)の実績、本業務に関係する 能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名					生年	月日					
所属•役職					経験年	F数(うち本業	務の類似	以業務従	事年数	文)
							年	. (年	Ξ)
専門分野											
所有資格											
経歴 (職歴/	/学位)										
所 属	学 会										
類似業務の領	実績										
業務名	業	務内容						履行其	阴間		
								年	月~	年	月
主な手持ち	業務の別	た況 (年 月	日現	在	件)					
業務名	業	務内容						履行其	阴間		
								年	月~	年	月

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務(サイトの運用・保守)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名		
発注機関		
(名称、所在地)		
(受託者名)		
(受託形態)		
履行期間		
業務の概要		
[].		
技術的特徴		
主たる担当者の従事の有無		

- 注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。
- 注2 業務名は10件まで記載できるものとする。
- 注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- 注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- 注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し(下請の場合のみ)を添付すること。

6	組織の	カーボン	ニュート	ラル	宝現に	向けた	- 取組
υ.	- ボロ ボHX マフ	<i>/</i> / <i>/</i> / <i>/</i> / <i>/</i>	<u> </u>	' / / V		1H1 () /	$\mu_{X} \pi_{\Pi}$

6.	1	担会効里ガスの対	
υ.		一価 宇 幼 木 カ へ り 付	E

(作成注) 2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページの URL を記載又は該当資料を添付すること。

		1

6. 2 デコ活の実施の実施状況

(作成注)デコ活に関する取組状況は、デコ活応援団での活動状況、デコ活宣言の内容、「取組、製品・サービス」の登録内容等について記載すること。

【参考】デコ活ウェブサイト: https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/

	ittps-//ondankataisaka.env.go.jp/accokatsa/
デコ活応援団への参画	有 · 無
デコ活宣言の実施	有(宣言日:令和〇年〇月〇日) ・ 無
デコ活に関する取組状況	

(※) 6.1 と 6.2 合計で A 4 判 1 枚以内とする。

7. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

釼	武量	σ	右	無	
100 A	116	U)	1 目	∭	:

- 注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。
- 注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)に おいて取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限 る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称:

(認証期間:○年○月○日~○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称:

- 注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運 営等に係る規則等の写しを添付すること。
- 注2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

8. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無:		
認定等の名称:	(認定段階: (計画期間:○年○月○日~○年○月○) ∃)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画 (策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義 務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行 動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)のものであるか旧基準(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階(1~3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付 すること。

9. 企業等の賃上げの実施

① 事業年度(又は暦年)における賃上げ

賃金引上げ計画を表明しているか:

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率(大企業の場合3%、中小企業等(※1)(※2)の場合1.5%)以上とする旨を「従業員への賃上げ計画の表明書」(写しで可)により表明した(※3)(※4)場合、加点することとしている。また、提出された表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、事業年度については法人事業概況説明書、暦年については給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに環境省大臣官房地域政策課〈chiiki_keiyaku@env.go.jp〉へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃上げ計画の表明書」裏面の(留意事項)を確認すること。

- ※1 「中小企業等」とは、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 第 66 条第 2 項、 第 3 項及び第 6 項に規定される、資本金等の額等が 1 億円以下であるもの又 は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※2「中小企業等」に該当する法人は、「従業員への賃上げ計画の表明書」と ともに前年度の法人税申告書別表1を提出すること。
- ※3 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。
- ※4「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」に掲載する。(http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html)

令和7年度地域脱炭素化に向けた効果的な情報発信等委託業務に関する提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目		B	要求要件	評価	得点配分			技術上の基準			加点の
大項目	中項目	小項目	安水安件	区分	合計	基礎点	加点	基礎点	加点	の採点	採点
0 仕様書の)遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反 し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	I	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務 の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容が ないこと。	_		-
1 業務の基	基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方 針を記述すること。	必須	10	10	-	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であ ること。	_		-
2 業務の9	実施方法				ı					_	_
	2.1 仕様 内容		サイトの各種ページのアクセス状況やサイト上の コンテンツの利用状況等について分析を行い、分 析結果を踏まえて改善すべき点や改善方法を具 体的に提案すること。	必須	40	10	30	提案された内容が具体的で適切なものであるこ と。	提案された内容の充実度に応じて加点。		
	2.2 仕様 内容	書3(3)の業務	地方公共団体を中心に地域の取組関係者が地域 脱炭素の必要性を理解し、取り組む意欲を持ち、 具体的な取組の検討・実施に至ることを後押しす るため、地域脱炭素のPR戦略を提案し、適切なコ ンテンツの開発やUIUX改修を提案すること。	必須	40	10	30	提案された内容が具体的で適切なものであるこ と。	提案された内容の充実度に応じて加点。		
	2.3 追加	的業務の提案	本業務の目的を達成するために必要と考えられる 追加的業務の提案があれば、具体的に記述する こと。	任意	5	-	5	-	提案された追加的業務が具体的であり、本業務目 的を達成する上で必要かつ適切なものであるか。	-	
3 業務の3	· 実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る 作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	5	5	-	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	_		-

4 業務の実施体制										_
	4.1 執行体制、役割分 担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、 従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体 制等を表にまとめること。	必須	25	10		適切な役割分担により実施体制が構築されている こと。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行 わせる場合は業務の根幹部分を提案者が実施す ること。	効率的・効果的な人員配置・協力体制が構築されているか。外部の協力者や再委託者がいる場合		
	4.2 従事者の実績、能 力、資格等	業務に従事する者の類似業務(サイトの運用・保守)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	必須	20	5	15	責任者及び主たる担当者のうち、類似業務の実績がある者が1名以上いること。また、責任者及び主たる担当者の本業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況がエフォート的に妥当であること。提案書提出時点で、主たる担当者の手持ち業務が5件以上ある場合には不可とする。	2名以上あれば可(3点)とし、以降は件数や概		
5 組織の実	· E績	過去に類似業務(サイトの運用・保守)を実施した 実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載 すること。	任意	20	-	20	_	過去5年間に類似事業を実施した実績が1件以上 あれば可(4点)とし、以降は件数や業務概要に応 じて加点する。	-	
6.組織のカ-	ーボンニュートラル実現に	向けた取組								
	6.1 温室効果ガスの排出削減目標の設定	2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。	任意	5	-	5	-	提案者における温室効果ガスの排出削減目標を設定・公表している場合は可(1点)とし、2050年のカーボンニュートラル達成(Scope1+2)を目標とする場合は準良(2点)とする。目標年限の前倒し、野心的な中間目標(例:2013年度比2030年度46%以上の削減)、Scope3の削減目標等を設定している場合は、その内容に応じて加点する。	-	
	6.2 デコ活の実施	デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の 有無、デコ活に関する取組状況を記載すること。	任意	5	-	5	_	以下の項目について、該当する場合はそれぞれ 加点する。 ・デコ活応援団への参画 2点 ・デコ活宣言の実施 2点 ・デコ活に関する顕著な取組 1点	-	
7 組織の環 認証取得等	境マネジメントシステム ₹の状況	事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三とがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムを設置、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムを設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5		本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。		

の推進に関す	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。		5	-	5	SEA A A A A A A A A A		
	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	-	10	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	-	
		技術点小計価格点総計	200 100 300	55	145	加点合計 基礎点 価格点 総合評価点		55

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀;5点、優;4点、良;3点、順良;2点、可;1点、不可;0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可;0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度、エコ・ファースト制度などがある。また、RE100などの国際非政府組織等による審査認定及び定期的な実施状況の公表・報告等を伴う国際イニシアティブ・外部認証についても、同様に取り扱うものとする。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。 国際的に認められた第三者認証制度。 1996年に制定。		境マネジメントシステム。5段階の認証ス
事務局の母体 となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES), 青森環境マネジメントフォーラムAES, いわて環境マネジメントフォーラムIES, みちのくEMS, 三重環境マネージメントシステム(M-EMS), 宝塚環境マネジメントシステム(TEMS), 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES) 等